

事業評価票

116	未収金対策の強化 (病院経営本部サービス推進部/病院会計)	事業開始	平成 ー 年度
		事業終期	平成 ー 年度

【局評価】

1 どのような経緯で事業を始めたか、何をを目指すのか	
○ 債権管理のより一層の適正化を図るため、平成20年第1回都議会定例会において、「東京都債権管理条例」が制定され、7月の条例施行にあわせて各局に債権管理者が置かれるなど、全庁的に債権管理体制が強化された。 ○ 病院経営本部においては、22年の包括外部監査を契機として、医業未収金の発生予防及び回収対策を一層進めるとともに、最大限の徴収努力を尽くしても、なお回収不能となった債権については、条例に基づき放棄の手続きを行い、適正に欠損処理を行っている。	
根拠法令等	東京都債権管理条例

2 どのように取り組み、どのような成果があったか

- 未収金発生防止対策
 - ・ 公的制度の紹介、活用（高額療養費、生活保護等）、医療相談員（MSW）による早期からの医療相談実施、窓口委託職員や病棟職員との連携
 - ・ クレジットカード決済の導入（平成18年度から）
 - ・ 猶予申請書の確実な記載、保証人、身分証、勤務先の確認、持ち合わせの無い方からも可能な限り部分入金
- 未収金回収対策
 - ・ 非常勤職員（未収金回収専門員）を本部及び各病院に配置し、回収体制を強化
 - ・ 弁護士に債権回収を委任（23年度から）
 - ・ 標準業務フローの作成（23年度）
 - ・ 病院の回収努力後、困難案件を本部に引上げ対応
 - ・ 弁護士による法律相談、専門研修（29年度から）
 - ・ 悪質案件について法的措置の実施（総務局総務部法務課に依頼）
- 適正な欠損処理の実施
- 成果 過年度未収金額の減少

区 分	22年度	23年度
未収金発生率	3.9%	3.0%
過年度未収金額	1,184百万円	994百万円

3 どのような課題や問題点があったか	
○ 税と違い私債権であり、調査権が無いため、任意の支払に応じない者への対応策がない（強制執行の対象となる資産等を把握できない）。 ○ 経済的困窮者等、一定程度の未収金発生は不可避である。 ○ 民法等の専門知識が求められるが、職員の異動等により、ノウハウが引き継がれがたい。 ○ 外国人を含め、無保険者、保険証不携帯者は高額になりがちである。	

4 局として、事業をどうしていきたいか							
拡大・充実		見直し・再構築	移管・終了	その他			
○ 未収金の発生予防に向け、電子マネー等支払い方法の多様化を図る。また、発生した未収金については、早期着手を徹底するとともに、専門家の更なる活用を図るなど、回収力を強化する。 ○ 回収不能となった債権については、着実・適正な欠損処理を実施する。 ○ 専門家による研修を行うことで、異動当初から未収金回収についての的確に対応できるようにする。 ○ 外国人患者に対して、パスポート等身分証の確認などの未収金発生防止策等を継続して実施する。							
歳入	28年度決算額	—	千円	歳出	28年度決算額	55,853	千円
	29年度予算額	—	千円		29年度予算額	62,882	千円
	30年度見積額	—	千円		30年度見積額	62,567	千円

【財務局評価】

5 財務局として、成果や課題などについて、どう考えたか	
○ 健全な病院運営にあたっては、適正な債権管理は重要である。 ○ 加えて、窓口における未収金発生防止対策の推進や初動対応の強化などにより、未収金の発生抑制・早期回収に取り組んでいく必要がある。	

6 30年度予算で、どのように対応したか			
拡大・充実	見直し・再構築	移管・終了	その他
○ 窓口における支払方法の多様化や外国人患者対応能力の強化により、都民サービス等の向上に寄与するとともに、着実な未収金の発生防止を図ることができる。 ○ また、専門家を活用した研修実施により、職員の未収金回収能力の強化が見込まれることから、局案のとり計上する。			
歳入	30年度予算額	— 千円	
歳出	30年度予算額	62,567 千円	